

# 農作業料金・農業労賃に関する調査結果

— 令和2年 —

( 概要 )

一般社団法人 全国農業会議所

— 令和3年9月 —

# I. 利用にあたって

## 1. 調査の目的

農業委員会組織は、農業就業構造ならびに農業経営の改善を目的として、農業労働力の確保調整、協定賃金の作成等の事業および活動を行っている。そこで、水稻の農作業受託料金、農業臨時雇賃金ならびに他産業労賃などの実態を地域別に把握し、これら諸事業・活動に資することを目的として本調査を実施した。

## 2. 調査の方法

本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、都道府県農業会議の指導のもと、市町村農業委員会が行った。調査対象は、令和2年12月31日時点における全市町村農業委員会の区域（1,702地区。ただし農業委員会のない市町村を含み、同一市町村で複数調査票を報告している区域あり。）とした。

## 3. 調査の時期および期間

令和2年12月31日を調査時点とし、令和2年1月1日より12月31日までの1年間を調査対象期間とした。

## 4. 調査項目

- (1) 水稻作の部分・全面農作業受託の作業別・受託主体別の料金水準
- (2) オペレーター賃金の水準
- (3) 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- (4) 農作業受託料金・農作業臨時雇賃金等の標準（協定）の策定状況
- (5) 市町村内の農外諸賃金の水準

## 5. 集計方法

集計は都道府県別・通勤地帯別に行い、通勤地帯は次の三つに区分した。

- ①：大都市通勤地帯周辺……………人口30万人以上の大都市にある事業所等に通勤可能な地域にあつて、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
- ②：中小都市通勤地帯周辺………人口5万人以上30万人未満の中小都市にある事業所等に通勤可能な地域にあつて、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
- ③：農山漁村地帯……………「①」、「②」以外の市町村（地区）

## 6. 調査票に回答する上での約束事項

### (1) 調査対象市町村（地区）の地帯区分

[通勤地帯区分] 大都市通勤地帯周辺、中小都市通勤地帯周辺、農山漁村地帯の各地帯区分は、上記5の①、②、③に従って回答する。

[その他の地帯区分] 都道府県農業会議で独自に利用する。

### (2) 農作業受託料金

- a. 市町村（地区）内における水稲作の一般的な農作業受託料金の水準を、10aあたり（「乾燥・調製（粃すり含む）」は60kgあたり）について回答する。機械は受託者持ちとする。
- b. 受託料金は、消費税抜きの金額で集計する。
- c. 「育苗（種子代含む）」は、稚苗と中苗について1箱あたりの単価と10aあたりの箱数を回答する。
- d. 「耕起」は1回を原則とするが、2回耕起が一般的な地域では2回分の料金を回答する。
- e. 「機械田植」は田植機によるものとし、苗代金は含まない（委託者負担）。
- f. 「機械刈取」は、コンバインによる刈取とする。
- g. 「防除」は、農薬散布による防除作業で薬剤費を含まない10aあたり1回の料金とする。
- h. 「全面作業受託」は、耕起・代かきから乾燥・調製作業までの機械作業部分を受託する場合を指し、かん排水管理、除草作業等は含まない。種粃・除草剤・肥料・農薬代などを受託側が負担する場合（これらの「経費が込み」の場合）と委託側が負担する場合（これらの「経費が別」の場合）とに分けて回答する。
- i. 生産組織等は、個人農家からなる任意組織、農業法人、農協等を指し、極端に安い金額で作業受託している組織等は除く。

### (3) オペレーター賃金

トラクター、田植機、コンバインについて機械を持ち込まずに単なるオペレーターとして雇われる場合の賃金を回答する。オペレーター賃金額は、1時間あたり、1日あたり（8時間）の現金支払額のみとし、「賄い」等は含めない。

### (4) 農業臨時雇賃金

- a. 調査対象市町村（地区）で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金（1日あたり）を回答する。
- b. 「農業臨時雇」とは、農作業に関する「臨時的雇用者」を指し、年雇（年間6か月以上継続雇用）、年間1ヶ月以上6ヶ月未満の継続雇用を除くものとする。
- c. 調査対象作業は、「農作業一般（専門作業、一般・軽作業）」、「水稲（機械作業補助）」、「果樹専門作業」、「果樹摘果」、「果樹収穫」、「果樹選果」とする。果

樹については、市町村（地区）で最も一般的な樹種について回答する。

- d. 現金支払額は、現金での実支払額とし、超過勤務手当を含む。
- e. 「その他の費用」とは、現金支払額以外に要する諸費用であり、食事等の賄いの評価額および車等による送迎費、土産代等の合計額を回答する。
- f. 労働時間は、休憩時間を含む通常の拘束時間とする。

(5) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）

- a. 市町村（地区）において、農業委員会、農協等で農作業受託料金や農業臨時雇賃金の標準（協定）を設定しているかどうか等を回答する。
- b. 標準（協定）を定めている場合、農作業受託料金、農業臨時雇賃金等の種類について、定めているもの全てを回答する。
- c. 標準（協定）賃金・料金を定めている機関全てを回答する。
- d. 標準（協定）賃金・料金が全体としてどの程度守られているのか一つを選んで回答する。

(6) 農外諸賃金

- a. 臨時雇（パート）賃金は市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）における平均的な1日あたり（8時間）の金額を業種ごとに回答する。
- b. aは年齢や熟練度により水準が異なる場合は平均的な水準を回答し、季節的な差異があれば、その年間平均額を回答する。
- c. 主要産業（農外）の恒常的賃金は、市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）における主要産業について、30歳を基準とする男女の恒常的賃金1日あたりの水準を回答する。
- d. cの算出については、本給および諸手当を含めた年間給与を12×25分の1にして、日当換算したものを回答する。
- e. 農外諸賃金は、1日あたりの正規雇用賃金を回答する。また、造林作業とは、新植、撫育作業を指す。
- f. 他産業労賃は、本調査票のみでは完全な把握は困難であるが、他産業従事者の源泉徴収票等を参考にするなどにより把握、回答する。

## Ⅱ. 集計に採用した地区数

ブ ロ ッ ク	通 勤 地 帯 別			
	合 計	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
全 国	1,502	216	385	901
北 海 道	101	5	7	89
東 北 道	229	11	44	174
青 森 県	43	1	8	34
岩 手 県	33	-	10	23
宮 城 県	32	7	8	17
秋 田 県	32	1	5	26
山 形 県	35	-	7	28
福 島 県	54	2	6	46
関 東 圏	254	59	94	101
茨 城 県	25	-	15	10
栃 木 県	30	8	12	10
群 馬 県	35	2	12	21
埼 玉 県	56	22	24	10
千 葉 県	53	12	18	23
東 京 都	18	11	4	3
神 奈 川 県	10	4	3	3
山 梨 県	27	-	6	21
東 海 道	139	29	52	58
岐 阜 県	41	3	15	23
静 岡 県	36	4	17	15
愛 知 県	37	18	13	6
三 重 県	25	4	7	14
北 信 越 道	162	17	43	102
新 潟 県	34	10	6	18
富 山 県	15	1	4	10
石 川 県	18	5	4	9
福 井 県	17	-	8	9
長 野 県	78	1	21	56
近 畿 圏	166	53	52	61
滋 賀 県	5	-	5	-
京 都 府	29	12	5	12
大 阪 府	39	20	15	4
兵 庫 県	33	4	15	14
奈 良 県	37	16	7	14
和 歌 山 県	23	1	5	17
中 国 道	111	5	34	72
鳥 取 県	19	-	7	12
島 根 県	30	-	11	19
岡 山 県	25	3	4	18
広 島 県	19	2	3	14
山 口 県	18	-	9	9
四 国 道	73	3	18	52
徳 島 県	21	-	5	16
香 川 県	12	-	4	8
愛 媛 県	22	2	7	13
高 知 県	18	1	2	15
九 州 道	234	32	36	166
福 岡 県	55	22	11	22
佐 賀 県	19	1	3	15
長 崎 県	18	3	5	10
熊 本 県	45	4	4	37
大 分 県	29	-	5	24
宮 崎 県	25	1	5	19
鹿 児 島 県	43	1	3	39
沖 縄 (県)	33	2	5	26

# 令和2年 農作業料金・農業労賃に関する調査票

令和2年12月31日

市町村農業委員会  
(一社)都道府県農業会  
(一社)全国農業会議所

**調査地を選択してください**

[注]必ず入力のこと

市町村コード (自動入力)	調査地(令和2年12月31日時点) 都道府県名 市町村名	地区名	地区名等 (左欄にない場合のみ)	調査者 氏名
------------------	---------------------------------	-----	---------------------	-----------

## I. 調査対象市町村または地区の地帯的性格

1. 通勤地帯区分(いずれか1つを選択) **必ず選択してください** [注]必ず入力のこと

1 大都市通勤地帯周辺
  2 中小都市通勤地帯周辺
  3 農山漁村地帯

注:区分方法は手引参照

2. その他の地帯区分

1	2	3	4
---	---	---	---

## II. 貴市町村または地区における水稲作一般の作業受託料金の水準(10aあたり)について

**消費税の取扱いを選択してください**

1. 部分作業の受託料金

以下の受託料金に消費税(10%)を含む  ・含まない  (10aあたり・税抜)

受託主体別	育苗(種子代含)		耕起から代かきまで			機械田植 (苗代別)	防除 薬剤費別で 1回当たり	①機械刈取 (コンバイン)	⑤刈取から乾 燥・調製まで	②乾燥・調製 (60kg当たり)
	稚苗(2.0~2.5葉)	中苗(3.5~5.5葉)	一貫	耕起	代かき					
個人農家	@ 円 箱	@ 円 箱	円	円	円	円	円	円	円	円
生産組織等	@	@								

(育苗は1箱当たりの単価を、箱数は10a当たりの箱数を入力する)

2. 全面作業の受託料金 (10aあたり・税抜)

受託主体別	耕起代かき→乾燥調製作業	
	種籾・除草剤・肥料・農薬代等込み	種籾・除草剤・肥料・農薬代等別
個人農家	円	円
生産組織等		

注:「生産組織等」とは、個人農家から成る任意組織、農業法人、農協等を指す。(極端に安い金額で作業受託している組織等は除く)

## III. オペレータ賃金について

作業機械	1時間当たり	1日当たり
トラクター	円	円
田植機		
コンバイン		

注:「刈取から乾燥・調製まで」については、以下の換算例および※を参考に算出してください。

〈例〉10a当たり収量が480kgの場合  
「刈取から乾燥・調製まで」=  
「機械刈取」+「乾燥・調製(60kg当たり)」×(480÷60)+運搬費(ある場合)

## IV. 貴市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額(1日当たり)について

一般的な農業臨時雇賃金額(1日当たり)を入力してください。水稲、果樹、畑作物の調査対象以外に、都道府県により必要な調査対象作業がある場合には、補足的に調査を行ってください(入力は空欄を利用のこと)。

農業臨時雇賃金	農作業一般		うち具体的作業												
	現金支払額	その他の費用	水稲			果樹( )			その他						
			専門作業	一般・軽作業	機械作業補助	専門作業(剪定、高接)	摘果	収穫	選果						
男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## V. 貴市町村または地区における農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)について

- 当該料金等の標準(協定)を定めていますか。(いずれか1つを選択)
- どのような標準(協定)賃金・料金を定めていますか。(定めているものすべてに「1」と入力)
- 標準(協定)賃金・料金を定めているのは、どこですか(該当するものすべてに「1」と入力)
- 標準(協定)賃金・料金は全体として守られていますか。(いずれか1つを選択)

**必ず選択してください**

1. いる

2. いない

[注]必ず入力のこと

A. 部分農作業料金

米  麦・大豆  果樹

その他( )

B. 全面作業料金

米  麦・大豆  果樹

その他( )

C. オペレータ賃金

D. 農業臨時雇賃金

E. 倒伏・湿田等悪条件下の作業

F. その他( )

1. 市町村・農業委員会

2. 農協

3. 普及指導センター

4. 生産組織等

5. その他( )

**標準(協定)賃金・料金を定めている場合は、調査票に添付してください。**

1. 非常に良く守られている。(実際は標準賃金の±5%未満)

2. 比較的良好に守られている。(同5~20%未満)

3. あまり守られていない

a. 実際賃金は協定賃金より20%以上高い

b. 実際賃金は協定賃金より20%以上低い

## VI. 貴市町村または地区ならびに近郊(通勤可能範囲)での農外諸賃金について

1. 臨時雇(パート)賃金(1日当たり)について入力してください。(1日当たり)

	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	シルバー賃金
男	円	円	円	円	円	円
女						

2. 主要産業(農外)の恒常的賃金(30歳基準、1日当たり)について入力してください。

金額	その業種					該当する一つを選択
男	円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
女		<input type="radio"/>				

3. 貴市町村または地区内における農外諸賃金(1日当たりの正規雇用賃金)について入力してください。

職種	大工	左官	土木工	造林	伐出
1日当たり賃金(男)	円	円	円	円	円

注:計算方法

$$1日当たり恒常的賃金 = \frac{\text{年間給与}}{12 \times 25}$$

### Ⅲ. 令和2年農作業料金・農業労賃に関する調査結果の概要

#### 1. 概観

##### (1) 部分農作業受託料金（表1）

個人農家の水稻基幹3作業受託料金は、「耕起から代かきまで」が1万5,512円（増減率△1.9%）、「機械田植」が7,877円（同△2.0%）、「機械刈取」は1万8,064円（同△1.7%）であった。

生産組織等（個人農家から成る任意組織、農業法人、農協等。以下、「生産組織」という。）については、「耕起から代かきまで」が1万6,972円（同△3.6%）、「機械田植」が8,494円（同△2.0%）、「機械刈取」は1万9,083円（同△2.4%）であった。

##### (2) 全面農作業受託料金（表1）

個人農家の水稻全面農作業受託料金のうち、「種籾・除草剤・肥料・農薬代込み」は8万8,521円（増減率△1.9%）、「種籾・除草剤・肥料・農薬代別」は6万5,660円（同△1.8%）であった。

生産組織では、「種籾・除草剤・肥料・農薬代込み」は9万1,859円（同△1.7%）、「種籾・除草剤・肥料・農薬代別」は6万8,539円（同△0.5%）であった。

表1 農作業受託料金(受託主体別)

単位：10aあたり円、%

		個人農家		生産組織	
		金額	増減率	金額	増減率
部分農作業 受託料金	耕起から代かきまで	15,512	△1.9	16,972	△3.6
	機械田植（苗代金別）	7,877	△2.0	8,494	△2.0
	機械刈取（コンバイン）	18,064	△1.7	19,083	△2.4
全面農作業 受託料金	種籾・除草剤・肥料・農薬代込み	88,521	△1.9	91,859	△1.7
	種籾・除草剤・肥料・農薬代別	65,660	△1.8	68,539	△0.5

##### (3) 農業臨時雇賃金（表2）

稲作、畑作、畜産等の全般にわたる農作業の臨時雇賃金を示す「農作業一般」のうち、熟練度ないし強度を求められる「専門作業」の1日あたり支払総額は「男」が9,422円（増減率2.2%）、「女」が8,523円（同2.6%）であった。

また、熟練度や強度を必要としない「一般・軽作業」は「男」が7,570円（同1.9%）、「女」が7,225円（同1.7%）であった。

表2 農業臨時雇賃金  
農作業一般（1日あたり支払総額）

単位：円、%

	男		女	
	金額	増減率	金額	増減率
専門作業	9,422	2.2	8,523	2.6
一般・軽作業	7,570	1.9	7,225	1.7

#### (4) 標準賃金の設定（表3）

農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）は、回答した地区の61.1%で定められている。定めている機関（複数回答）は、「市町村・農業委員会」が590（64%）で全体の過半数を占め、関係機関の中で最も多い。次いで「農協」が324（35%）、「生産組織等」が136（15%）となっている。平成27年から令和元年においても、「市町村・農業委員会」が最も多い。

表3 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）

	定めている市町村			定めている機関（複数回答）				
	回答市町村数	定めている市町村数	割合（%）	市町村・農業委員会	農協	生産組織等	改良普及センター	その他
平成27年	1,606	1,018	63.4	626	367	145	23	128
平成28年	1,560	993	63.7	609	356	135	21	121
平成29年	1,555	988	63.5	610	356	140	21	118
平成30年	1,556	984	63.2	607	357	147	29	121
令和元年	1,541	969	62.9	598	343	143	25	133
令和2年	1,502	918	61.1	590	324	136	23	122

## 2. 調査結果の概要(調査項目別)

### (1) 農作業受託料金(水稲作)

#### a. 部分農作業受託料金

農作業受託料金のうち、水稲作一般の部分作業の受託料金を「育苗」、「耕起」、「代かき」、「耕起から代かきまで」、「機械田植」、「防除」、「機械刈取」、「刈取から乾燥・調製まで」、「乾燥・調製」に区分し、各作業を受託主体別（個人農家および生産組織）に調査したものである。

#### ① 全国平均(受託主体別)(表4)

##### 「育苗」

個人農家の「育苗（種子代含）」では、「稚苗」は一箱あたり 656 円（増減率 $\Delta 1.6\%$ ）、10a あたりの箱数は 21 箱（同 $\Delta 1.6\%$ ）、「中苗」が同 711 円（同 $\Delta 2.4\%$ ）で同 22 箱（同 $\Delta 3.1\%$ ）となっている。生産組織の育苗は、「稚苗」が同 633 円（同 $\Delta 0.9\%$ ）で同 20 箱（同 $\Delta 1.0\%$ ）、「中苗」が同 726 円（同 $\Delta 2.1\%$ ）で同 21 箱（同 $\Delta 1.6\%$ ）である。

##### 「耕起」と「代かき」

個人農家の「耕起」の 10a あたり料金は、7,526 円（増減率 $\Delta 2.1\%$ ）、「代かき」は 7,739 円（同 $\Delta 1.6\%$ ）となっている。また、生産組織の「耕起」は 8,474 円（同 $\Delta 2.8\%$ ）、「代かき」は 8,390 円（同 $\Delta 3.0\%$ ）である。

「耕起から代かきまで」の一貫作業は、個人農家が 10a あたり 1 万 5,512 円（同 $\Delta 1.9\%$ ）、生産組織が同 1 万 6,972 円（同 $\Delta 3.6\%$ ）である。

##### 「機械田植」

個人農家の「機械田植（苗代別）」の料金は、10a あたり 7,877 円（増減率 $\Delta 2.0\%$ ）、生産組織では同 8,494 円（同 $\Delta 2.0\%$ ）である。

##### 「防除」

個人農家の「防除（薬剤費別で 1 回あたり）」の料金は、10a あたり 1,964 円（増減率 $\Delta 1.4\%$ ）、生産組織は同 2,179 円（同 $\Delta 3.3\%$ ）である。

##### 「機械刈取」

個人農家の「機械刈取（コンバイン）」の料金は、10a あたり 1 万 8,064 円（増減率 $\Delta 1.7\%$ ）、生産組織は同 1 万 9,083 円（同 $\Delta 2.4\%$ ）である。

### 「刈取から乾燥・調製まで」

個人農家の「刈取から乾燥・調製まで」の一貫収穫作業料金は、10a あたり 3万3,394円（増減率△1.6%）、生産組織は同3万4,649円（同△2.2%）となっている。

### 「乾燥・調製」

個人農家の「乾燥・調製」の料金は、60kg あたり 1,752円（増減率△2.6%）、生産組織は同1,802円（同△2.3%）である。

表4 部分農作業受託料金(受託主体別)

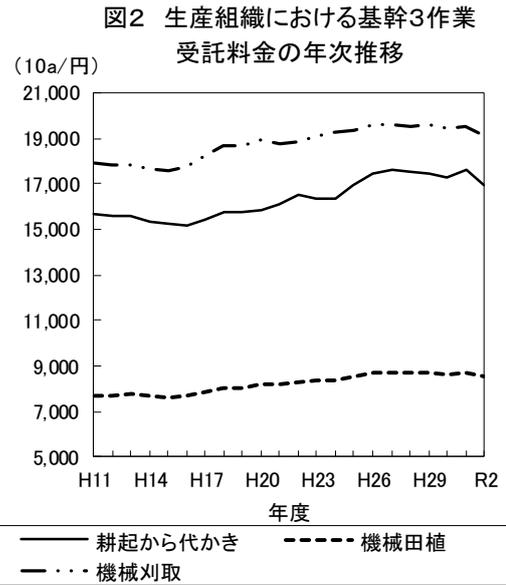
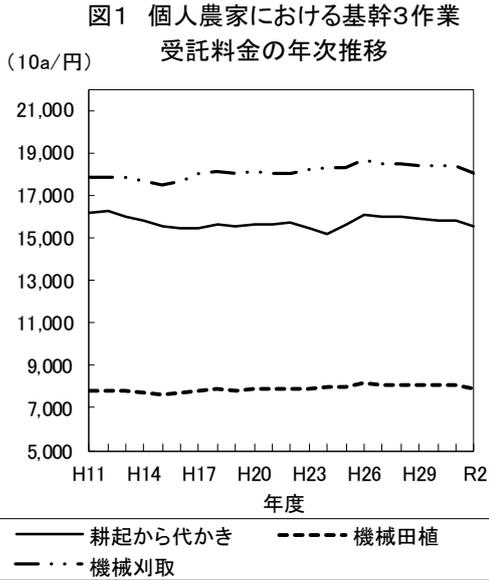
単位: 10aあたり円、箱、%

		個人農家		生産組織		
		金額	増減率	金額	増減率	
育 苗	稚苗	1箱あたり円	656	△1.6	633	△0.9
		10aあたり箱数	21	△1.6	20	△1.0
	中苗	1箱あたり円	711	△2.4	726	△2.1
		10aあたり箱数	22	△3.1	21	△1.6
耕起		7,526	△2.1	8,474	△2.8	
代かき		7,739	△1.6	8,390	△3.0	
耕起から代かきまで		15,512	△1.9	16,972	△3.6	
機械田植		7,877	△2.0	8,494	△2.0	
防除		1,964	△1.4	2,179	△3.3	
機械刈取(コンバイン)		18,064	△1.7	19,083	△2.4	
刈取から乾燥・調製まで		33,394	△1.6	34,649	△2.2	
乾燥・調製(60kgあたり)		1,752	△2.6	1,802	△2.3	

### ② 年次推移(図1、図2)

個人農家における基幹3作業の受託料金の年次推移をみると、「耕起から代かきまで」の受託料金は、平成12年を最高に下落傾向にあり、平成24年を底に上昇に転じたものの本年は下落した。「機械田植」、「機械刈取」は、平成16年以降上昇傾向で推移してきたが、平成26年を最高に近年は下落傾向となっている。

生産組織における基幹3作業の受託料金はいずれも上昇傾向で推移してきたが、平成27年を最高に近年は下落傾向となっている。



### ③ 通勤地帯別(個人農家)(表5)

個人農家の農作業受託料金を通勤地帯別にみると、「耕起から代かきまで」の10aあたり料金は、大都市通勤地帯周辺が1万8,754円(増減率△1.3%)、中小都市通勤地帯周辺が1万6,309円(同△1.2%)、農山漁村地帯が1万4,533円(同△1.8%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「87」、農山漁村は「77」である。

「機械刈取(コンバイン)」は、大都市通勤地帯周辺が2万554円(同△0.3%)、中小都市通勤地帯周辺が1万9,510円(同△1.2%)、農山漁村地帯は1万6,954円(同△2.1%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「95」、農山漁村は「82」である。

表5 個人農家の農作業受託料金(通勤地帯別)

単位: 10a当たり円、箱、%

			全 国 平 均		大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農 山 漁 村 地 帯	
			金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率
育 苗	稚	1箱あたり円	656	△1.6	681	0.8	678	△2.4	640	△1.7
		10aあたり箱数	21	△1.6	19	△2.7	20	△2.8	21	△0.8
	中 苗	1箱あたり円	711	△2.4	726	△3.2	741	△3.3	694	△1.8
		10aあたり箱数	22	△3.1	20	△4.2	21	△3.0	23	△3.0
耕 代	起	7,526	△2.1	9,095	△1.0	8,086	△1.7	6,992	△1.8	
	かき	7,739	△1.6	8,893	△4.9	8,111	△1.1	7,359	△0.4	
耕起から代かきまで			15,512	△1.9	18,754	△1.3	16,309	△1.2	14,533	△1.8
機 械 田 植			7,877	△2.0	9,220	△1.5	8,476	△0.8	7,362	△2.3
防 除			1,964	△1.4	2,179	△4.1	2,027	△4.9	1,889	1.0
機 械 刈 取			18,064	△1.7	20,554	△0.3	19,510	△1.2	16,954	△2.1
刈取から乾燥・調製まで			33,394	△1.6	37,057	△1.0	35,739	△0.9	31,517	△1.9
乾 燥 ・ 調 製			1,752	△2.6	1,915	△1.8	1,857	△2.7	1,668	△2.7

#### ④ 地域ブロック別(表6、図3)

個人農家の農作業受託料金を地域ブロック別にみると、「耕起」、「代かき」、「機械田植」、「機械刈取」、「乾燥・調製」で「近畿」が最も高くなっている。「育苗(稚苗)」は「中国」、「防除」は「四国」が最も高くなっている。

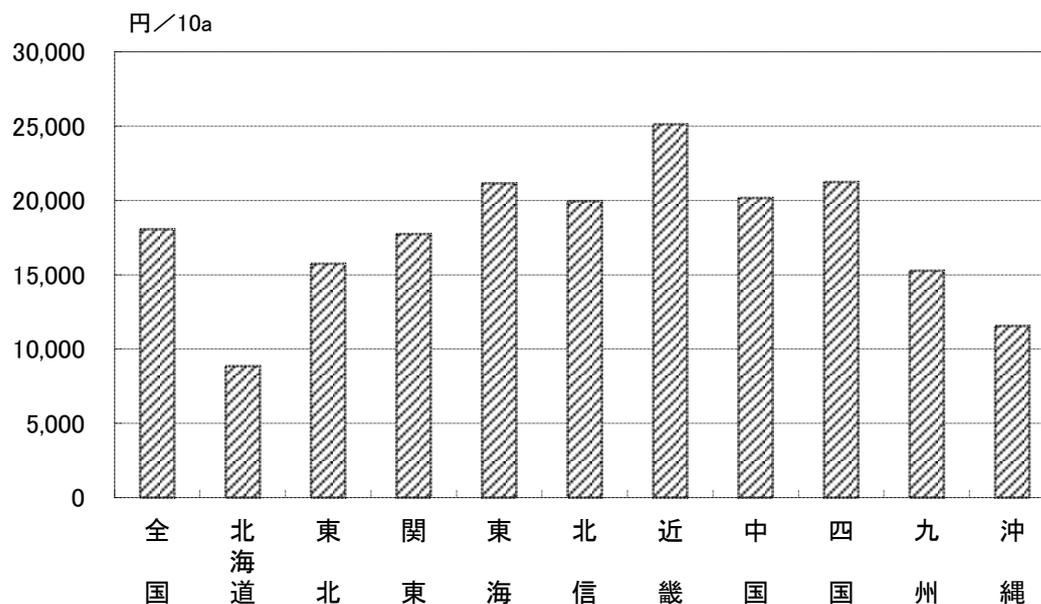
表6 個人農家の農作業受託料金(地域ブロック別)

単位:円

	育苗:稚苗	耕 起	代 か き	機 械 田 植	防 除	機 械 刈 取	乾 燥・調 製
全 国	656	7,526	7,739	7,877	1,964	18,064	1,752
北 海 道	434	3,592	3,504	5,001	1,183	8,855	1,242
東 北	637	5,492	6,001	5,970	1,248	15,738	1,500
関 東	723	6,671	7,754	7,814	1,947	17,726	1,961
東 海	689	9,801	9,596	9,988	2,886	21,151	1,821
北 信	698	7,196	8,456	8,322	1,491	19,957	1,829
近 畿	663	13,393	11,419	12,314	2,803	25,117	2,164
中 国	730	8,949	8,389	8,539	2,457	20,163	1,917
四 国	562	10,687	9,206	9,722	3,317	21,228	1,903
九 州	578	6,718	6,931	6,761	2,231	15,266	1,577
沖 縄	600	7,576	9,576	10,500	-	11,545	900

注:「育苗」は1箱あたり、「乾燥調製」は60kgあたり、その他は10aあたりである。

図3 地域別の機械刈取(コンバイン)料金(個人農家)



b. 全面農作業受託料金(表7、図4)

農作業受託料金のうち、水稻作一般の全面作業の10aあたり受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み(以下、「込み」)」と、上記の生産資材を委託者が負担する「生産資材費別(以下「別」)」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査をした。

① 全国平均(受託主体別)

全面作業の受託料金のうち、個人農家の「込み」は8万8,521円(増減率△1.9%)、「別」が6万5,660円(同△1.8%)で、前者を「100」とすると後者は「74」である。

生産組織の「込み」は9万1,859円(同△1.7%)、「別」は6万8,539円(同△0.5%)で、前者を「100」とすると後者は「75」である。

② 通勤地帯別

通勤地帯別で見ると、個人農家の「別」は、大都市通勤地帯周辺が7万5,009円(増減率1.0%)、中小都市通勤地帯周辺が7万1,002円(同△2.0%)、農山漁村地帯が6万497円(同△2.8%)で、大都市を「100」とすると中小都市が「95」、農山漁村は「81」である。

生産組織の「別」は、大都市通勤地帯周辺が7万8,837円(同0.6%)、中小都市通勤地帯周辺が7万2,368円(同△1.5%)、農山漁村地帯が6万2,949円(同△0.8%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「92」、農山漁村は「80」である。

③ 地域ブロック別(個人農家)

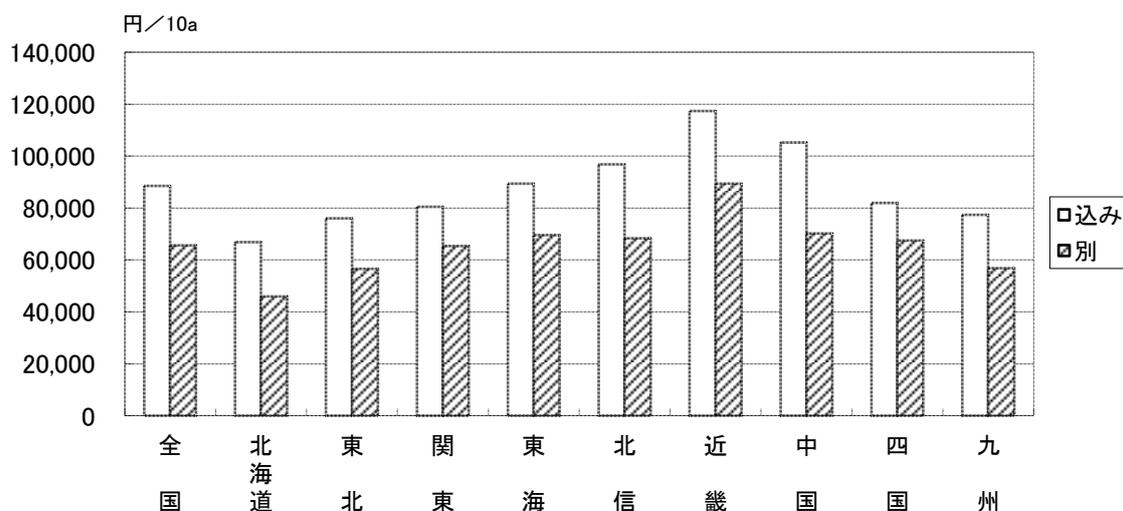
個人農家の「別」で最も高いのは「近畿」であり、次いで「中国」、「東海」の順となった。

表7 全面農作業受託料金

単位: 10aあたり円、%

		全国平均		通勤地帯別					
				大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農山漁村地帯	
		金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
種籾・除草剤・肥料・農薬代込み	個人農家	88,521	△1.9	94,270	4.8	96,141	△1.5	83,098	△4.1
	生産組織等	91,859	△1.7	105,565	0.9	95,944	△2.7	84,713	△2.8
種籾・除草剤・肥料・農薬代別	個人農家	65,660	△1.8	75,009	1.0	71,002	△2.0	60,497	△2.8
	生産組織等	68,539	△0.5	78,837	0.6	72,368	△1.5	62,949	△0.8

図4 地域別の全面農作業受託料金(個人農家)



## (2)オペレーター賃金(表8)

オペレーターの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレーターの純然たる労働賃金のみを1時間および1日(8時間)あたりで調査し、さらに通勤地帯別に把握した。

### ① 全国平均

1時間あたりのオペレーター賃金は、「トラクター」が1,410円(増減率△1.5%)、「田植機」が1,383円(同△2.3%)、「コンバイン」が1,532円(同0.4%)である。

1日あたりの賃金では、「トラクター」が1万1,224円(同0.1%)、「田植機」が1万999円(同△0.5%)、「コンバイン」が1万2,080円(同1.6%)である。

### ② 通勤地帯別

通勤地帯別でみると、「トラクター」の1日あたりのオペレーター賃金は、大都市通勤地帯周辺が1万2,567円(増減率△0.5%)、中小都市通勤地帯周辺が1万1,279円(同△1.3%)、農山漁村地帯は1万965円(同0.8%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「90」、農山漁村は「87」である。

表8 オペレーター賃金(通勤地帯別)

単位:円、%

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯 周辺
トラクター	1時間あたり	令和2年	1,410	1,608	1,424	1,371
		令和元年	1,431	1,676	1,479	1,372
		増減率	△ 1.5	△ 4.0	△ 3.7	△ 0.1
	1日あたり	令和2年	11,224	12,567	11,279	10,965
		令和元年	11,213	12,632	11,432	10,876
		増減率	0.1	△ 0.5	△ 1.3	0.8
田植機	1時間あたり	令和2年	1,383	1,553	1,408	1,344
		令和元年	1,415	1,575	1,489	1,359
		増減率	△ 2.3	△ 1.4	△ 5.4	△ 1.1
	1日あたり	令和2年	10,999	12,331	11,141	10,721
		令和元年	11,055	12,090	11,337	10,769
		増減率	△ 0.5	2.0	△ 1.7	△ 0.4
コンバイン	1時間あたり	令和2年	1,532	1,835	1,529	1,481
		令和元年	1,526	1,867	1,546	1,460
		増減率	0.4	△ 1.7	△ 1.1	1.5
	1日あたり	令和2年	12,080	14,161	12,194	11,692
		令和元年	11,894	13,877	12,200	11,441
		増減率	1.6	2.1	0.0	2.2

### (3)一般的な農業臨時雇賃金等

#### a. 農業臨時雇賃金の水準

農業臨時雇賃金は、農作業について臨時的に雇われる者(6ヶ月以上の年雇、1ヶ月以上6ヶ月未満の季節雇を除く)に支払われる賃金であり、1日当たりの「現金支払額」および賄いなど現金以外で支払われる「その他の費用」とその合計の「支払総額」を調査した。

#### ① 1日あたりの支払総額(表9、図5、図6)

##### ア. 全国平均

農業臨時雇賃金の全国平均は、農作業一般「専門作業」の「男」が1日あたり9,422円(増減率2.2%)、「女」が8,523円(同2.6%)であり、「一般・軽作業」の「男」は7,570円(同1.9%)、「女」が7,225円(同1.7%)である。

また、水稻の「機械作業補助」は、「男」が8,048円(同2.3%)、「女」は7,506円(同1.8%)であり、果樹の「収穫」は、「男」が7,280円(同2.0%)、「女」が6,931円(同2.1%)である。

表9 農業臨時雇賃金(1日当たり支払総額)

単位:円、%

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯		
1 日 あ た り 支 払 総 額	男	農 作 業 一 般	令和2年	9,422	10,319	9,773	9,143	
			令和元年	9,221	10,080	9,418	9,001	
			増減率	2.2	2.4	3.8	1.6	
		水 稻	機 械 作 業 補 助	令和2年	7,570	8,090	7,620	7,484
				令和元年	7,429	7,961	7,454	7,340
				増減率	1.9	1.6	2.2	2.0
		果 樹	専 門 作 業	令和2年	8,048	8,947	8,018	7,915
				令和元年	7,868	8,692	7,784	7,765
				増減率	2.3	2.9	3.0	1.9
			摘 果	令和2年	10,672	9,711	11,095	10,616
	令和元年			10,550	9,703	10,948	10,475	
	増減率			1.2	0.1	1.3	1.3	
	収 穫			令和2年	7,220	7,316	7,254	7,188
		令和元年	7,094	7,367	7,124	7,037		
	増減率	1.8	△ 0.7	1.8	2.1			
	選 果	令和2年	7,280	7,310	7,188	7,313		
		令和元年	7,138	7,318	7,089	7,131		
	増減率	2.0	△ 0.1	1.4	2.5			
	女	農 作 業 一 般	令和2年	7,100	7,102	7,126	7,087	
			令和元年	6,963	7,200	6,917	6,956	
増減率			2.0	△ 1.4	3.0	1.9		
専 門 作 業		令和2年	8,523	8,901	9,023	8,291		
		令和元年	8,309	8,782	8,574	8,147		
		増減率	2.6	1.4	5.2	1.8		
一 般 ・ 軽 作 業		令和2年	7,225	7,591	7,399	7,118		
		令和元年	7,106	7,440	7,201	7,024		
		増減率	1.7	2.0	2.8	1.3		
水 稻		機 械 作 業 補 助	令和2年	7,506	8,167	7,670	7,337	
	令和元年		7,373	7,960	7,420	7,268		
	増減率		1.8	2.6	3.4	0.9		
果 樹	専 門 作 業	令和2年	10,268	9,757	10,896	9,977		
		令和元年	10,260	9,754	10,945	9,943		
		増減率	0.1	0.0	△ 0.4	0.3		
	摘 果	令和2年	6,860	6,978	6,892	6,822		
		令和元年	6,720	6,991	6,715	6,676		
		増減率	2.1	△ 0.2	2.6	2.2		
		収 穫	令和2年	6,931	7,238	6,913	6,890	
令和元年	6,791		7,154	6,795	6,740			
増減率	2.1	1.2	1.7	2.2				
選 果	令和2年	6,784	6,821	6,849	6,744			
	令和元年	6,649	7,016	6,638	6,606			
増減率	2.0	△ 2.8	3.2	2.1				

## イ. 男女別

男女別で見ると、農作業一般「専門作業」では、「男」の「100」に対して、「女」は「90」、「一般・軽作業」では、「男」の「100」に対し、「女」は「95」となった。果樹の「収穫」では、「男」の「100」に対し、「女」は「95」である。

## ウ. 通勤地帯別

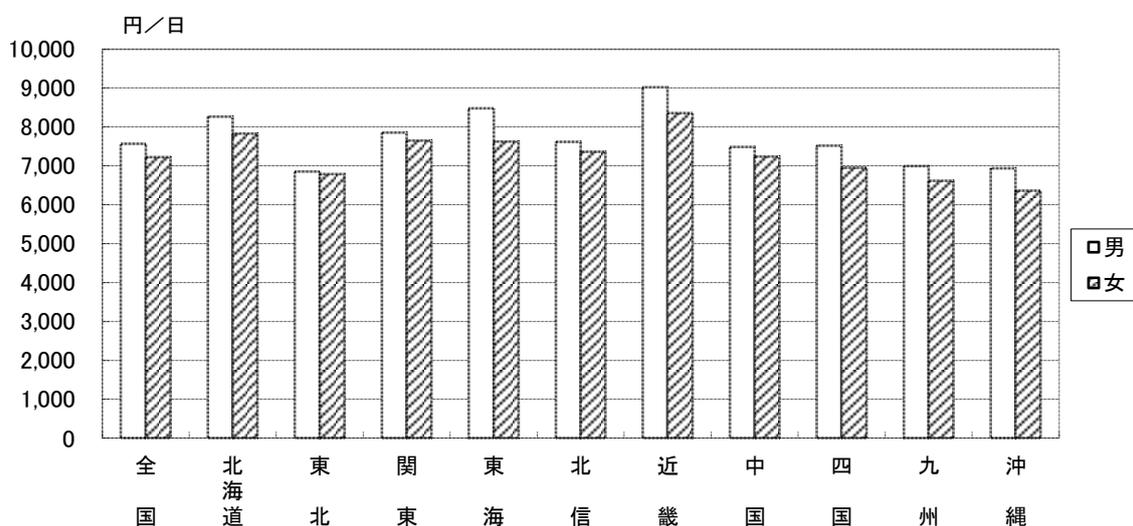
通勤地帯別でみると、農作業一般「専門作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が1万319円(同2.4%)、中小都市通勤地帯周辺が9,773円(同3.8%)、農山漁村地帯が9,143円(同1.6%)で、大都市を「100」とすると中小都市は「95」、農山漁村は「89」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「101」、農山漁村は「93」である。

また、農作業一般「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が8,090円(増減率1.6%)、中小都市通勤地帯周辺が7,620円(同2.2%)、農山漁村地帯が7,484円(同2.0%)で、大都市を「100」とすると中小都市は「94」、農山漁村は「93」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「97」、農山漁村は「94」である。

## エ. 地域ブロック別

地域ブロック別にみると、農作業一般「一般・軽作業」では、男女ともに「近畿」が最も高く、次いで、男は「東海」、女は「北海道」の順となっている。

図5 農業臨時雇賃金の農作業一般「一般・軽作業」の1日あたり支払い総額

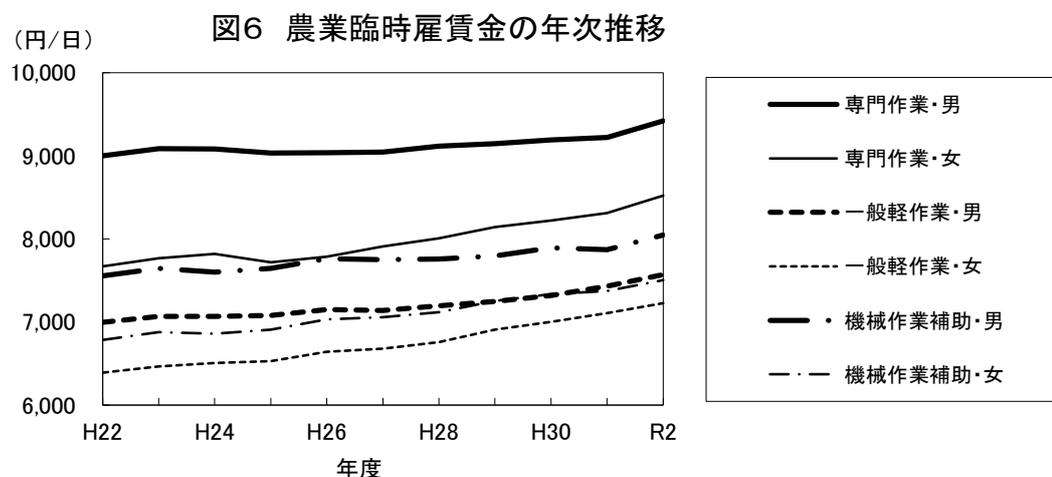


## オ. 年次推移

農業臨時雇賃金（1日あたり支払総額、全国平均）の年次推移をみると、農作業一般の「専門作業」は男女ともに近年上昇傾向であり、令和2年は最高額となった。

「一般軽作業」は男女ともに上昇が続いており、令和2年はいずれも最高額となった。また、男女の差は年々小さくなっている。

「機械作業補助」は男女ともに近年上昇傾向であり、令和2年は最高額となった。



## ② 1日あたりの現金支払額(表 10、図7)

### ア. 全国平均

農業臨時雇賃金の現金支払額は、農作業一般「専門作業」の「男」は1日あたり9,270円（増減率2.2%）、「女」は8,388円（同2.6%）である。「一般・軽作業」は、「男」が7,474円（同2.0%）、「女」が7,134円（同1.8%）となっている。

また、水稻の「機械作業補助」では、「男」が7,943円（同2.3%）、「女」が7,395円（同△0.4%）である。果樹の作業では、「専門作業」の「男」が1万575円（同1.2%）、「女」が1万193円（同0.0%）、「収穫」では「男」が7,182円（同1.8%）、「女」が6,845円（同2.0%）である。

## イ. 男女別

農作業一般「専門作業」を男女別で見ると、「男」の「100」に対し、「女」は「90」となった。「一般・軽作業」では「男」の「100」に対し、「女」は「95」であり、近年男女の差が小さくなっている。

## ウ. 通勤地帯別

通勤地帯別での「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が7,981円（増減率1.8%）、中小都市通勤地帯周辺は7,550円（同2.3%）、農山漁村地帯は7,381円（同2.0%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「95」、農山漁村は「92」である。

一方、「女」は、大都市通勤地帯周辺が7,513円（同2.2%）、中小都市通勤地帯周辺が7,328円（同2.7%）、農山漁村地帯が7,019円（同1.4%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「98」、農山漁村は「93」である。

## エ. 地域ブロック別

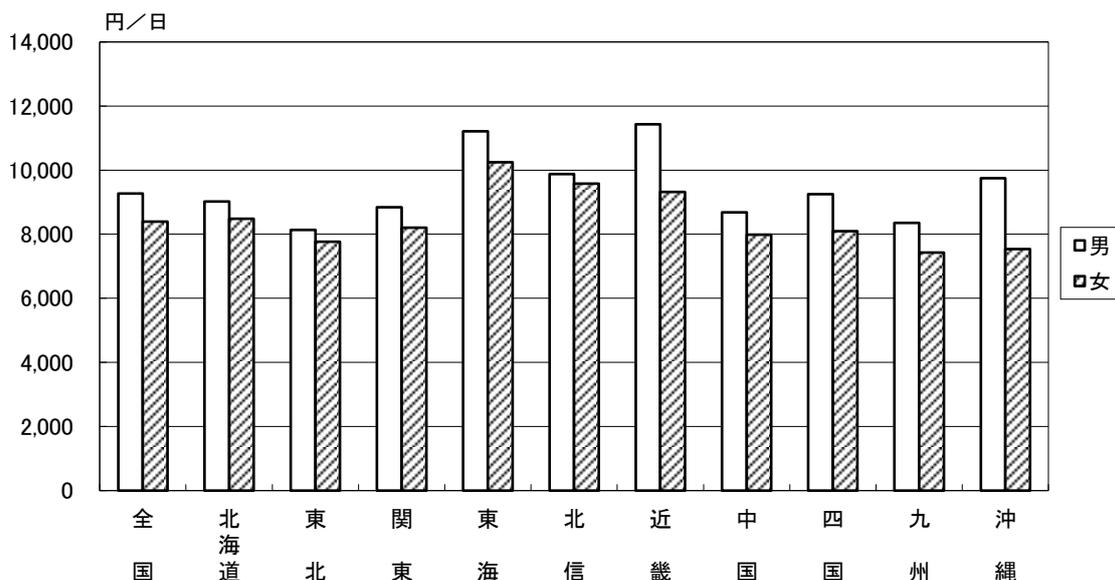
地域ブロック別にみると、農作業一般「専門作業」の「男」は「近畿」が最も高く、次いで「東海」、「北信」の順となっている。一方、「女」は、「東海」が最も高く、次いで「北信」、「近畿」の順となっている。

表10 農業臨時雇賃金(1日あたり現金支払額とその他費用)

単位:円、%

				全 国 平 均		大 都 市 通 勤 地 帯 周 辺		中 小 都 市 通 勤 地 帯 周 辺		農 山 漁 村 地 帯		
				現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	
1 日 あ た り 現 金 支 払 額 ・ そ の 他 の 費 用	男	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	令和2年	9,270	774	10,093	933	9,646	938	8,995	705
				令和元年	9,071	790	9,858	977	9,289	872	8,855	731
				増減率	2.2	△2.0	2.4	△4.5	3.8	7.6	1.6	△3.5
		農 作 業 一 般	一 般 ・ 軽 作 業	令和2年	7,474	725	7,981	736	7,550	734	7,381	721
				令和元年	7,329	725	7,840	777	7,381	694	7,234	724
				増減率	2.0	0.0	1.8	△5.3	2.3	5.8	2.0	△0.5
		水 稻	機 械 作 業 補 助	令和2年	7,943	657	8,831	616	7,928	731	7,806	644
				令和元年	7,764	648	8,567	659	7,684	620	7,661	656
				増減率	2.3	1.5	3.1	△6.6	3.2	17.8	1.9	△1.8
		果 樹	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	令和2年	10,575	644	9,663	433	11,004	630	10,506
	令和元年				10,447	663	9,655	433	10,868	596	10,351	715
	増減率				1.2	△2.8	0.1	0.0	1.2	5.8	1.5	△5.5
	果 樹		摘 果	令和2年	7,129	550	7,223	675	7,162	605	7,098	512
				令和元年	7,001	555	7,274	675	7,021	639	6,949	502
			増減率	1.8	△0.8	△0.7	0.0	2.0	△5.3	2.1	2.1	
			収 穫	令和2年	7,182	612	7,207	583	7,079	728	7,220	573
	令和元年	7,053		557	7,221	640	7,001	650	7,049	514		
	増減率	1.8	9.9	△0.2	△8.9	1.1	12.1	2.4	11.5			
	選 果	令和2年	7,013	555	7,054	367	7,026	755	7,000	500		
		令和元年	6,887	485	7,162	400	6,842	610	6,874	446		
増減率	1.8	14.4	△1.5	△8.3	2.7	23.8	1.8	11.9				
女	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	令和2年	8,388	702	8,767	616	8,922	755	8,145	703	
			令和元年	8,176	717	8,649	650	8,476	715	8,002	728	
			増減率	2.6	△2.1	1.4	△5.3	5.3	5.5	1.8	△3.4	
	農 作 業 一 般	一 般 ・ 軽 作 業	令和2年	7,134	709	7,513	624	7,328	743	7,019	710	
			令和元年	7,011	713	7,349	644	7,133	696	6,919	726	
			増減率	1.8	△0.6	2.2	△3.0	2.7	6.7	1.4	△2.2	
	水 稻	機 械 作 業 補 助	令和2年	7,395	690	8,070	567	7,577	752	7,217	690	
			令和元年	7,427	654	7,894	580	7,333	623	7,394	671	
			増減率	△0.4	5.5	2.2	△2.3	3.3	20.6	△2.4	2.8	
	果 樹	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	令和2年	10,193	533	9,715	400	10,804	619	9,905	495
令和元年				10,191	535	9,737	300	10,893	696	9,856	506	
増減率				0.0	△0.4	△0.2	33.3	△0.8	△11.1	0.5	△2.2	
果 樹		摘 果	令和2年	6,773	552	6,878	640	6,802	598	6,739	515	
			令和元年	6,637	540	6,906	675	6,636	574	6,590	508	
		増減率	2.1	2.3	△0.4	△5.2	2.5	4.2	2.3	1.4		
		収 穫	令和2年	6,845	554	7,131	583	6,828	614	6,808	526	
令和元年	6,710		541	7,067	675	6,720	563	6,656	519			
増減率	2.0	2.3	0.9	△13.6	1.6	9.2	2.3	1.3				
選 果	令和2年	6,709	507	6,719	588	6,772	672	6,675	432			
	令和元年	6,579	465	6,978	400	6,580	510	6,525	454			
増減率	2.0	9.1	△3.7	46.9	2.9	31.8	2.3	△4.7				

図7 農業臨時雇賃金の農作業一般「専門作業」の現金支払額



### ③ 1日あたりの「その他の費用」(表 10)

「その他の費用」は、「現金支払額」以外に要する食事等の賄い評価額、送迎費等の諸費用であるが、「現金支払額」の記入があり、かつ「その他の費用」に有額回答があった市町村の平均を集計した。

#### ア. 有額回答の全国平均

有額回答のあったものについてみると、全国平均では農作業一般「専門作業」の「男」が774円(増減率△2.0%)、「女」が702円(同△2.1%)である。

また、「一般・軽作業」の「男」は725円(同0.0%)、「女」が709円(同△0.6%)となっている。

#### イ. 男女別

農作業一般「専門作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「91」である。また、「一般・軽作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「98」である。

## b. 1日あたりの労働時間と1時間あたりの現金支払額(表 11、表 12)

農業臨時雇いの労働時間については、休憩時間等も含めた1日の労働時間を把握した。また、1日あたり現金支払額を1日あたり労働時間で除し、1時間あたりの現金支払額を求めた。

### ① 全国平均

1日あたりの労働時間の全国平均は、男女ともにすべて8時間以下となっている。通勤地帯別にみると、農作業一般の「専門作業」、「一般・軽作業」では男女ともに、大都市通勤地帯周辺は7.8時間、中小都市通勤地帯周辺は7.9時間、農山漁村地帯が8.0時間と都市部ほど労働時間がやや短い傾向にある。

### ② 1時間あたりの現金支払額

1時間あたりの現金支払額の全国平均は、農作業一般「一般・軽作業」の「男」が941円(増減率1.9%)、「女」が899円(同1.7%)となっている。

男女別にみると、農作業一般「一般・軽作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「96」である。

通勤地帯別にみると、農作業一般「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が1,023円(同1.4%)、中小都市通勤地帯周辺は951円(同2.2%)、農山漁村地帯が926円(同2.0%)であり、大都市を「100」とすると、中小都市は「93」、農山漁村は「91」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「95」、農山漁村は「91」である。



表12 農業臨時雇賃金(1時間あたり現金支払額)

単位:円, %

				全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯		
1 時 間 あ た り の 現 金 支 払 額	男	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令和2年	1,165	1,287	1,214	1,127	
				令和元年	1,142	1,265	1,175	1,110	
				増減率	2.0	1.8	3.3	1.5	
		一 般 ・ 軽 作 業	令和2年	941	1,023	951	926		
			令和元年	923	1,009	930	908		
			増減率	1.9	1.4	2.2	2.0		
		水 稲	機 械 作 業 補 助	令和2年	1,001	1,121	1,008	979	
				令和元年	974	1,072	967	961	
				増減率	2.8	4.6	4.2	2.0	
		女	果 樹	専 門 作 業	令和2年	1,341	1,242	1,394	1,329
					令和元年	1,321	1,224	1,376	1,307
					増減率	1.5	1.5	1.3	1.7
	摘 果			令和2年	902	927	907	895	
				令和元年	888	929	894	878	
				増減率	1.6	△ 0.3	1.4	1.9	
	収 穫		令和2年	912	928	906	912		
			令和元年	897	927	899	892		
			増減率	1.7	0.1	0.8	2.3		
	選 果		令和2年	895	911	899	891		
			令和元年	883	917	884	879		
			増減率	1.3	△ 0.6	1.7	1.4		
	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令和2年	1,055	1,122	1,123	1,021		
			令和元年	1,030	1,105	1,075	1,004		
			増減率	2.4	1.6	4.5	1.7		
一 般 ・ 軽 作 業		令和2年	899	967	923	882			
		令和元年	884	945	901	869			
		増減率	1.7	2.3	2.4	1.4			
水 稲	機 械 作 業 補 助	令和2年	935	1,029	963	910			
		令和元年	934	988	925	930			
		増減率	0.1	4.2	4.1	△ 2.1			
果 樹	専 門 作 業	令和2年	1,293	1,247	1,368	1,255			
		令和元年	1,286	1,226	1,376	1,244			
		増減率	0.5	1.8	△ 0.6	0.9			
	摘 果	令和2年	860	906	863	850			
		令和元年	843	906	845	832			
		増減率	2.0	0.0	2.2	2.2			
収 穫	令和2年	869	927	868	860				
	令和元年	851	913	856	841				
	増減率	2.1	1.5	1.4	2.3				
選 果	令和2年	855	881	860	849				
	令和元年	841	894	843	833				
	増減率	1.6	△ 1.5	2.0	1.9				

#### (4) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)(図8、図9)

a. 農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準(協定)」を定めている市町村数  
 農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準(協定)」を定めている市町村数は、回答した1,502地区のうち61%にあたる918地区である。

#### b. 「標準(協定)」を定めている機関

「標準(協定)」を定めている機関(複数回答)は、「市町村・農業委員会」が64%と全体の過半数を占めており、次いで「農協」が35%、「生産組織等」が15%の順となっている。

#### c. 定めている「標準賃金・料金(協定)」の内訳

定めている「標準賃金・料金(協定)」の内訳(複数回答)は、「部分農作業料金」が94%、「農業臨時雇賃金」が48%、「オペレーター賃金」が28%である。

#### d. 「標準(協定)」の遵守状況

「標準(協定)」はほとんどの市町村で守られている。

図8 標準賃金・料金を定めている機関

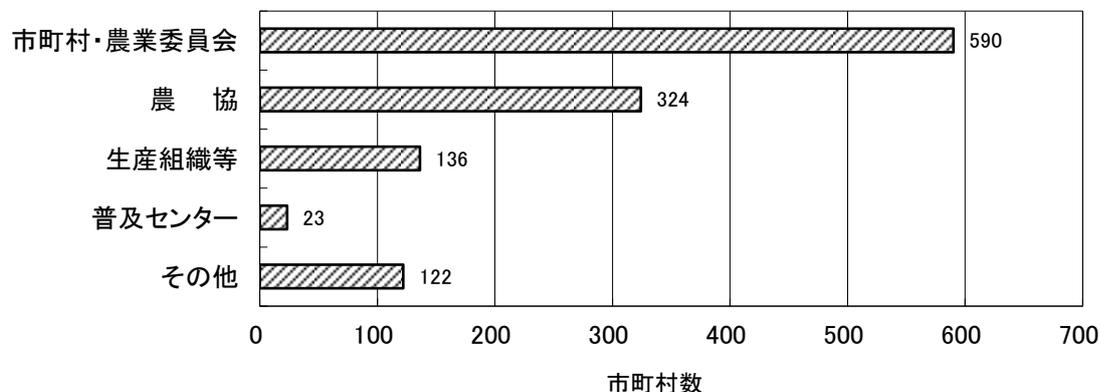
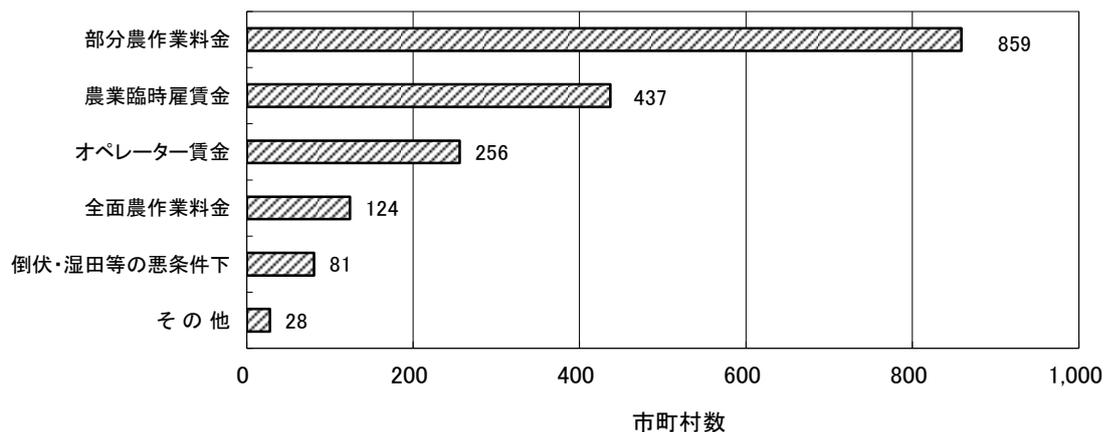


図9 定めている標準賃金・料金の種類



## (5) 他産業雇用賃金

### a. 他産業の臨時雇(パート)賃金(表 13)

他産業の臨時雇(パート)賃金における全国平均は、「男」が1日あたり7,656円(増減率2.1%)、「女」が7,336円(同2.4%)である。

通勤地帯別にみると、大都市通勤地帯周辺では「男」が8,151円(同3.6%)、「女」が7,902円(同4.8%)である。中小都市通勤地帯周辺では、「男」が7,737円(同3.4%)、「女」が7,504円(同3.4%)、農山漁村地帯では、「男」が7,533円(同1.3%)、「女」が7,174円(同1.6%)である。

また、男女別にみると、大都市通勤地帯周辺では「男」の「100」に対し「女」は「97」、農山漁村地帯では「男」の「100」に対して「女」は「95」である。

表13 農外諸賃金の臨時雇(パート)賃金(業種別)

単位: 1日あたり円

		平均		公的勤務		建設業		製造業		卸・小売業		サービス業		シルバー賃金	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
全国平均	令和2年	7,656	7,336	7,088	7,063	10,116	9,035	7,439	7,074	7,189	6,978	7,302	7,104	7,215	7,084
	令和元年	7,498	7,163	6,848	6,816	9,881	8,766	7,395	7,003	7,115	6,922	7,226	6,996	7,002	6,881
	増減率	2.1	2.4	3.5	3.6	2.4	3.1	0.6	1.0	1.0	0.8	1.1	1.6	3.0	3.0
大都市 通勤地帯 周辺	令和2年	8,151	7,902	7,407	7,409	11,211	10,306	8,093	7,731	7,853	7,621	8,101	7,948	7,388	7,410
	令和元年	7,865	7,541	7,103	7,086	10,755	9,543	7,937	7,571	7,735	7,576	7,910	7,644	7,166	7,059
	増減率	3.6	4.8	4.3	4.6	4.2	8.0	2.0	2.1	1.5	0.6	2.4	4.0	3.1	5.0
中小都市 通勤地帯 周辺	令和2年	7,737	7,504	7,164	7,158	10,287	9,495	7,812	7,433	7,449	7,231	7,577	7,353	7,307	7,280
	令和元年	7,482	7,256	6,919	6,912	9,441	8,772	7,552	7,155	7,279	7,078	7,528	7,249	7,034	7,009
	増減率	3.4	3.4	3.5	3.6	9.0	8.2	3.4	3.9	2.3	2.2	0.7	1.4	3.9	3.9
農山漁村 地帯	令和2年	7,533	7,174	6,986	6,946	9,906	8,731	7,186	6,841	6,963	6,775	7,071	6,890	7,149	6,953
	令和元年	7,436	7,061	6,762	6,717	9,896	8,666	7,223	6,849	6,920	6,741	6,990	6,805	6,961	6,798
	増減率	1.3	1.6	3.3	3.4	0.1	0.8	△0.5	△0.1	0.6	0.5	1.2	1.2	2.7	2.3

業種別の全国平均で最も高いのは、男女ともに「建設業」で、「男」は1万116円(増減率2.4%)、「女」は9,035円(同3.1%)である。一方、最も低いのは、「男」が「公的勤務」で7,088円(同3.5%)、「女」は「卸・小売業」で6,978円(同0.8%)である。

### b. 他産業の恒常的賃金(表 14)

他産業の恒常的賃金(30歳前後のサラリーマンの年収を1日あたりに換算したものは、全国平均で「男」が1万1,026円(増減率△0.3%)、「女」は9,505円(同0.8%)である。

通勤地帯別では、大都市通勤地帯を「100」とすると、「男」の中小都市は「96」、農山漁村は「84」、「女」では中小都市が「97」、農山漁村は「83」である。

表14 主要産業(農外)の恒常的賃金(通勤地帯別)

単位:1日あたり円, %

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
30 歳 前 後	男	令和2年	11,026	12,478	12,023	10,503
		令和元年	11,057	12,503	11,989	10,541
		増減率	△ 0.3	△ 0.2	0.3	△ 0.4
	女	令和2年	9,505	10,859	10,524	8,980
		令和元年	9,434	10,805	10,380	8,921
		増減率	0.8	0.5	1.4	0.7

(6)市町村または地区内ならびに近郊での農外諸賃金(表 15)

本調査は、各市町村における農外諸賃金について、大工、左官、土木工、造林、伐出の各賃金について、1日当たりの賃金を調査したものである。

各市町村における農外諸賃金について、職種別の全国平均は、「左官」が1万8,076円(増減率2.0%)で最も高く、次いで「大工」が1万8,054円(同1.3%)、「伐出」が1万4,466円(同2.3%)となり、最も低い「造林」は1万3,564円(同2.3%)である。「左官」を「100」とすると、「造林」は「75」である。

表15 市町村内の農外諸賃金(職種別)

単位:1日あたり円, %

		全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
大 工	令和2年	18,054	19,927	19,288	17,455
	令和元年	17,827	20,296	18,793	17,211
	増減率	1.3	△ 1.8	2.6	1.4
左 官	令和2年	18,076	20,264	19,501	17,335
	令和元年	17,720	20,272	18,837	17,013
	増減率	2.0	0.0	3.5	1.9
土 木 工	令和2年	14,295	16,626	15,786	13,493
	令和元年	13,882	16,428	15,299	13,082
	増減率	3.0	1.2	3.2	3.1
造 林	令和2年	13,564	15,444	14,897	13,152
	令和元年	13,260	16,055	14,661	12,769
	増減率	2.3	△ 3.8	1.6	3.0
伐 出	令和2年	14,466	15,788	15,700	14,150
	令和元年	14,139	16,332	15,117	13,819
	増減率	2.3	△ 3.3	3.9	2.4

注:平成25年調査より、アルバイト賃金を除く「1日あたりの正規雇用賃金」を記入することを調査票に明記した。

## IV 参 考 表

ブロック別集計表・平成 28 年～令和 2 年

参考表

農作業料金・農業労賃ブロック別集計表(平成28～令和2年)

単位:円/10a

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄		
部分農作業受託料金(個人農家)	育苗 (稚苗)	円/箱	平成28	669	471	656	723	678	708	675	750	585	599	600	
			29年	669	448	654	728	676	712	675	744	585	589	600	
			30年	670	439	652	737	682	706	685	748	568	593	600	
			令和元	666	472	645	736	691	705	683	730	572	588	545	
		2年	656	434	637	723	689	698	663	730	562	578	600		
		箱数/10a	平成28	21	33	23	21	20	20	20	19	20	20	20	18
			29年	21	38	23	21	20	20	20	19	20	20	20	18
			30年	21	33	23	21	20	20	20	19	20	20	20	18
	令和元		21	33	23	21	19	20	20	19	19	20	20	18	
	2年	21	30	22	20	19	20	20	19	19	19	20	18		
	育苗 (中苗)	円/箱	平成28	733	632	678	773	795	862	822	802	632	601	600	
			29年	734	651	675	769	802	864	821	812	638	605	600	
			30年	732	559	680	772	803	864	811	807	628	603	600	
			令和元	729	548	670	773	811	862	813	798	644	605	545	
		2年	711	449	663	759	797	842	794	767	633	590	577		
		箱数/10a	平成28	23	40	26	22	20	23	21	20	20	22	21	
			29年	23	42	26	22	20	24	20	20	20	21	21	
			30年	23	40	26	22	20	24	21	20	20	21	21	
	令和元		23	40	26	22	19	24	20	20	19	21	21		
	2年	22	35	25	21	19	22	20	19	19	21	21			
耕起から代かき 一貫	平成28	16,007	8,098	11,891	14,867	20,004	15,607	25,942	18,256	20,402	14,283	15,120			
	29年	15,930	7,906	11,772	14,783	20,129	15,692	26,281	18,434	20,592	14,273	16,500			
	30年	15,840	8,112	11,798	14,791	19,998	15,714	26,106	18,398	20,370	14,233	16,500			
	令和元	15,805	7,818	11,751	14,716	20,114	15,599	26,542	18,042	20,335	14,250	15,000			
	2年	15,512	7,219	11,525	14,375	20,166	15,520	25,659	18,015	20,208	13,698	15,818			
耕 起	平成28	7,818	3,661	5,702	6,969	9,621	7,287	14,106	9,034	10,869	7,098	7,225			
	29年	7,816	3,811	5,622	7,017	9,805	7,319	14,172	9,170	10,780	7,153	8,033			
	30年	7,744	3,863	5,641	6,924	9,778	7,296	13,710	9,120	11,003	7,156	8,033			
	令和元	7,684	3,868	5,580	6,826	9,561	7,263	13,956	9,031	10,925	7,050	7,303			
	2年	7,526	3,592	5,492	6,671	9,801	7,196	13,393	8,949	10,687	6,718	7,576			
代 か き	平成28	7,846	4,228	6,117	7,860	9,471	8,596	11,018	8,535	9,289	6,990	8,725			
	29年	7,880	4,017	6,087	7,942	9,620	8,532	11,280	8,724	9,563	7,020	10,033			
	30年	7,872	4,017	6,044	7,962	9,516	8,478	11,642	8,491	9,411	7,103	10,033			
	令和元	7,863	3,829	6,097	7,922	9,713	8,435	11,767	8,478	9,631	7,018	9,121			
	2年	7,739	3,504	6,001	7,754	9,596	8,456	11,419	8,389	9,206	6,931	9,576			
機械田植	平成28	8,108	5,108	6,139	8,047	10,500	8,527	11,767	8,790	9,754	7,023	10,500			
	29年	8,077	5,116	6,079	8,141	10,463	8,512	12,075	8,675	9,854	7,015	10,500			
	30年	8,061	5,108	6,089	8,107	10,130	8,519	12,244	8,677	10,165	6,928	10,500			
	令和元	8,035	5,251	6,024	8,070	9,997	8,531	12,594	8,599	9,865	6,943	9,545			
	2年	7,877	5,001	5,970	7,814	9,988	8,322	12,314	8,539	9,722	6,761	10,500			
防 除	平成28	1,971	1,478	1,235	2,048	2,855	1,433	2,771	2,459	3,281	2,218	1,050			
	29年	1,939	1,330	1,249	2,036	2,634	1,429	2,752	2,481	3,320	2,195	1,050			
	30年	1,957	1,344	1,249	2,047	2,630	1,469	2,761	2,514	3,406	2,187	1,050			
	令和元	1,992	1,230	1,202	2,103	2,781	1,447	2,877	2,519	3,230	2,295	955			
	2年	1,964	1,183	1,248	1,947	2,886	1,491	2,803	2,457	3,317	2,231	-			

単位：円/10a

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	
部分農作業受託料金（個人農家）	機械刈取	平成28	18,436	9,434	16,090	18,070	21,708	19,943	25,712	20,473	21,716	15,675	12,000	
		29年	18,376	9,332	15,842	18,009	21,584	20,029	26,002	20,592	22,009	15,698	12,000	
		30年	18,353	9,472	15,811	18,065	21,270	20,192	25,830	20,662	22,086	15,702	12,000	
		令和元	18,371	9,482	15,849	18,038	21,033	20,321	26,003	20,731	21,906	15,761	10,909	
		2年	18,064	8,855	15,738	17,726	21,151	19,957	25,117	20,163	21,228	15,266	11,545	
	刈取から乾燥・調製まで	平成28	33,900	21,564	30,361	34,350	37,792	37,184	44,612	36,075	37,710	28,972	15,045	
		29年	33,914	21,196	30,351	34,056	37,805	37,157	45,813	36,368	38,143	29,002	15,025	
		30年	34,193	21,139	30,520	34,549	37,731	37,453	46,187	36,837	38,524	29,215	15,045	
		令和元	33,932	21,513	29,998	34,549	37,464	37,021	46,720	36,725	37,928	28,931	13,664	
		2年	33,394	20,852	29,477	34,033	36,957	36,775	44,517	36,418	38,035	28,437	14,000	
	乾燥・調製（円/10a）	平成28	1,781	1,318	1,569	1,926	1,820	1,829	2,269	2,026	1,936	1,552	900	
		29年	1,788	1,286	1,584	1,925	1,836	1,843	2,293	1,956	2,022	1,559	900	
30年		1,798	1,300	1,579	1,955	1,834	1,878	2,311	1,946	1,966	1,596	900		
令和元		1,799	1,300	1,549	1,968	1,838	1,881	2,333	1,950	1,977	1,607	818		
2年		1,752	1,242	1,500	1,961	1,821	1,829	2,164	1,917	1,903	1,577	900		
全面農作業受託料金	種籾・農薬代込み	個人農家	平成28	89,461	76,639	77,743	80,295	88,238	93,599	117,413	105,602	87,486	79,354	65,000
			29年	90,121	72,854	76,363	82,794	87,953	95,583	118,181	106,868	90,563	79,121	65,000
		生産組織等	30年	91,129	70,374	77,614	81,958	92,629	96,136	119,253	105,660	89,960	81,364	65,000
			令和元	90,259	69,345	79,637	82,250	87,298	94,950	122,085	105,655	86,457	80,524	59,091
			2年	88,521	66,890	76,074	80,420	89,332	96,747	117,367	105,249	81,954	77,419	-
	種籾・農薬代別	個人農家	平成28	67,687	51,655	58,142	67,167	70,865	67,949	90,552	75,782	70,814	59,473	42,000
			29年	67,234	43,736	57,838	67,433	71,576	68,573	88,872	73,342	71,914	58,549	42,000
		生産組織等	30年	67,507	46,819	58,185	67,652	72,885	67,392	89,812	73,860	68,889	58,763	42,000
			令和元	66,837	48,941	57,588	66,462	69,556	68,585	92,832	72,593	66,486	59,282	38,182
			2年	65,660	45,948	56,553	65,344	69,603	68,323	89,397	70,172	67,534	56,786	-
	種籾・農薬代別	個人農家	平成28	69,675	56,568	52,939	65,375	71,345	67,088	93,001	73,602	76,790	59,999	29,200
			29年	70,536	60,855	56,165	68,588	71,320	67,462	96,609	71,358	74,211	59,377	29,200
		生産組織等	30年	69,077	46,404	57,227	67,154	70,791	66,744	91,785	73,783	74,283	57,772	29,200
			令和元	68,865	56,869	54,151	64,268	69,651	66,783	95,785	70,887	72,402	60,331	-
			2年	68,539	50,481	55,529	61,737	70,550	66,197	93,819	70,160	71,190	58,798	-

単位:円/日

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	
1日あたり支払総額・男	専 門 作 業	平成28	9,116	8,318	7,840	8,807	10,835	9,324	11,741	8,975	9,483	8,287	8,357	
		29年	9,148	8,674	7,967	8,882	10,663	9,316	11,632	8,935	9,447	8,303	8,640	
		30年	9,191	8,702	8,057	8,831	10,721	9,498	11,728	8,824	9,275	8,346	8,899	
		令和元	9,221	9,039	8,185	8,818	10,847	9,479	11,703	8,862	9,279	8,307	8,555	
	一 般 軽 作 業	2年	9,422	9,251	8,245	8,999	11,258	9,997	11,806	8,781	9,351	8,473	9,895	
		平成28	7,193	7,489	6,378	7,367	8,359	7,197	9,019	7,289	7,354	6,458	6,301	
		29年	7,247	7,686	6,460	7,541	8,298	7,199	8,969	7,316	7,382	6,586	6,378	
		30年	7,317	7,669	6,521	7,578	8,395	7,293	8,963	7,333	7,436	6,710	6,480	
	機 械 作 業 補 助	令和元	7,429	8,015	6,632	7,702	8,420	7,469	8,983	7,365	7,490	6,871	6,725	
		2年	7,570	8,263	6,856	7,851	8,480	7,619	9,021	7,482	7,516	6,994	6,935	
		平成28	7,758	8,319	6,653	8,060	9,627	7,841	9,877	7,552	7,804	6,816	6,800	
		29年	7,796	8,453	6,733	8,472	9,555	7,802	9,640	7,624	7,743	6,899	7,000	
1日あたり支払総額・女	専 門 作 業	30年	7,891	8,411	6,794	8,507	9,416	7,902	9,744	7,664	7,780	7,038	7,000	
		令和元	7,868	8,495	6,810	8,256	9,415	7,965	9,635	7,792	7,772	7,252	7,000	
		2年	8,048	8,838	7,047	8,513	9,467	8,122	9,618	7,760	7,726	7,444	7,500	
		平成28	8,005	7,931	7,529	7,984	9,212	9,091	9,273	7,792	7,918	6,935	6,409	
	一 般 軽 作 業	29年	8,141	8,206	7,709	8,187	9,225	9,050	9,562	7,933	7,907	7,029	6,399	
		30年	8,222	8,161	7,819	8,257	9,427	9,381	9,398	7,891	7,871	7,103	6,651	
		令和元	8,309	8,556	7,964	8,176	9,732	9,306	9,536	7,977	8,146	7,141	6,436	
		2年	8,523	8,736	7,860	8,357	10,241	9,710	9,502	8,074	8,214	7,559	7,817	
	機 械 作 業 補 助	平成28	6,756	7,152	6,312	7,107	7,224	6,985	8,088	6,747	6,485	6,003	5,788	
		29年	6,907	7,395	6,432	7,316	7,370	7,019	8,359	6,905	6,597	6,194	5,918	
		30年	7,002	7,467	6,492	7,425	7,506	7,122	8,326	7,021	6,801	6,316	5,999	
		令和元	7,106	7,774	6,602	7,428	7,588	7,284	8,318	7,073	6,960	6,461	6,318	
1日あたり現金支払額・男	専 門 作 業	2年	7,225	7,833	6,785	7,652	7,625	7,363	8,353	7,237	6,952	6,618	6,360	
		平成28	7,118	7,355	6,503	7,741	8,255	7,554	8,714	6,877	6,800	6,264	5,533	
		29年	7,251	7,451	6,613	8,114	8,298	7,571	8,600	7,139	6,880	6,431	6,500	
		30年	7,334	7,714	6,677	8,255	8,171	7,669	8,590	7,232	6,931	6,520	6,500	
	一 般 軽 作 業	令和元	7,373	7,892	6,742	8,014	8,487	7,731	8,544	7,301	6,969	6,643	7,000	
		2年	7,506	7,933	6,864	8,285	8,423	7,794	8,526	7,488	7,006	6,813	7,000	
		平成28	8,953	8,069	7,738	8,612	10,794	9,204	11,366	8,865	9,376	8,139	8,266	
		29年	8,989	8,418	7,877	8,701	10,629	9,199	11,233	8,827	9,354	8,148	8,530	
	機 械 作 業 補 助	30年	9,029	8,471	7,981	8,643	10,694	9,387	11,335	8,689	9,136	8,183	8,775	
		令和元	9,071	8,784	8,103	8,650	10,792	9,395	11,265	8,777	9,181	8,185	8,405	
		2年	9,270	9,022	8,132	8,840	11,207	9,877	11,433	8,681	9,248	8,350	9,743	
		平成28	7,075	7,254	6,300	7,223	8,322	7,093	8,756	7,203	7,262	6,382	6,149	
1日あたり現金支払額・女	専 門 作 業	29年	7,136	7,494	6,389	7,408	8,266	7,096	8,683	7,230	7,304	6,511	6,215	
		30年	7,210	7,497	6,457	7,436	8,377	7,187	8,727	7,253	7,362	6,623	6,291	
		令和元	7,329	7,819	6,573	7,588	8,379	7,368	8,754	7,294	7,442	6,787	6,631	
		2年	7,474	8,087	6,787	7,743	8,457	7,520	8,812	7,407	7,465	6,915	6,827	
	一 般 軽 作 業	平成28	7,636	8,074	6,521	7,898	9,557	7,771	9,683	7,424	7,700	6,728	6,800	
		29年	7,674	8,245	6,614	8,283	9,483	7,725	9,438	7,479	7,636	6,810	7,000	
		30年	7,774	8,224	6,710	8,315	9,353	7,817	9,563	7,525	7,638	6,941	7,000	
		令和元	7,764	8,302	6,720	8,124	9,335	7,889	9,480	7,672	7,703	7,156	7,000	
	1日あたり現金支払額・女	専 門 作 業	2年	7,943	8,641	6,926	8,403	9,399	8,055	9,485	7,628	7,652	7,354	7,500
			平成28	7,868	7,636	7,446	7,841	9,174	8,950	9,085	7,687	7,808	6,820	6,288
			29年	8,001	7,889	7,622	8,029	9,200	8,917	9,365	7,838	7,801	6,907	6,241
			30年	8,082	7,889	7,731	8,079	9,413	9,255	9,208	7,801	7,724	6,971	6,492
一 般 軽 作 業		令和元	8,176	8,256	7,881	7,999	9,715	9,212	9,324	7,910	8,036	7,032	6,230	
		2年	8,388	8,480	7,765	8,200	10,241	9,576	9,321	7,989	8,093	7,431	7,539	
		平成28	6,643	6,888	6,240	6,973	7,208	6,879	7,848	6,670	6,388	5,929	5,644	
		29年	6,798	7,151	6,359	7,190	7,354	6,915	8,108	6,829	6,518	6,119	5,762	
機 械 作 業 補 助		30年	6,899	7,263	6,425	7,292	7,494	7,017	8,124	6,949	6,725	6,239	5,815	
		令和元	7,011	7,547	6,545	7,319	7,558	7,184	8,134	7,012	6,909	6,386	6,224	
		2年	7,134	7,632	6,725	7,544	7,617	7,261	8,180	7,173	6,899	6,543	6,253	
		平成28	7,003	7,088	6,383	7,588	8,226	7,490	8,559	6,747	6,666	6,179	5,533	
機 械 作 業 補 助	29年	7,128	7,181	6,494	7,946	8,233	7,500	8,383	7,005	6,761	6,344	6,500		
	30年	7,219	7,511	6,590	8,090	8,099	7,595	8,417	7,100	6,773	6,415	6,500		
	令和元	7,427	7,684	6,654	7,900	11,287	7,669	8,366	7,190	6,894	6,548	7,000		
	2年	7,395	7,663	6,758	8,186	8,327	7,728	8,376	7,370	6,922	6,710	7,000		

単位:円/日

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	
他産業雇用賃金	臨時雇 平均賃金	男	平成28	7,129	7,364	6,819	7,363	7,438	7,328	7,512	7,076	7,421	6,635	6,821
			29年	7,232	7,521	6,925	7,489	7,554	7,386	7,625	7,190	7,481	6,750	6,929
			30年	7,360	7,724	7,033	7,656	7,708	7,487	7,744	7,328	7,476	6,828	7,062
		令和元	7,498	7,867	7,122	7,717	7,859	7,643	7,899	7,522	7,611	7,013	7,196	
		2年	7,656	8,123	7,273	7,931	7,995	7,832	8,095	7,590	7,611	7,122	7,569	
		女	平成28	6,680	6,891	6,431	7,017	7,060	6,817	7,023	6,651	6,827	6,145	6,274
	29年		6,812	7,073	6,576	7,192	7,176	6,890	7,221	6,823	6,856	6,268	6,346	
	30年		6,975	7,211	6,734	7,386	7,340	7,003	7,342	6,988	6,997	6,417	6,531	
	令和元		7,163	7,395	6,887	7,499	7,562	7,220	7,562	7,220	7,128	6,630	6,836	
	2年		7,336	7,629	7,050	7,732	7,636	7,444	7,788	7,334	7,190	6,788	7,131	
	恒常的 賃金 30歳	男	平成28	10,698	11,341	9,710	11,839	12,285	10,664	11,929	10,957	10,588	9,357	8,907
			29年	10,674	11,254	9,510	11,916	12,636	10,787	11,898	10,980	10,521	9,344	8,793
30年			10,976	11,372	9,949	12,488	12,734	10,854	12,195	11,216	10,427	9,619	9,418	
令和元			11,057	11,759	9,585	12,419	12,657	10,924	12,246	11,142	10,669	10,040	9,648	
2年			11,026	12,342	9,973	12,533	12,576	10,750	11,987	10,783	10,524	9,677	10,042	
女		平成28	8,809	10,117	7,754	10,112	10,053	8,459	9,723	9,148	8,291	7,782	7,194	
		29年	8,873	10,013	7,793	10,277	10,147	8,715	9,858	9,163	8,217	7,905	7,026	
		30年	9,186	9,945	8,069	10,900	10,130	8,849	10,081	9,655	8,550	8,237	7,547	
		令和元	9,434	10,186	8,296	11,021	10,339	8,867	10,099	9,880	8,656	8,716	7,964	
		2年	9,505	11,182	8,512	11,212	10,382	9,007	10,145	9,393	8,763	8,436	8,278	

単位:円/日

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
農外諸賃金	大 工	平成28	16,620	16,713	15,595	18,906	18,079	17,464	18,427	17,804	16,602	14,876	11,619
		29年	17,000	17,552	16,077	18,833	19,044	17,575	19,119	17,884	16,595	15,203	12,200
		30年	17,298	18,350	16,513	19,217	19,109	18,138	18,963	17,642	16,841	15,506	12,376
		令和元	17,827	19,602	17,274	19,736	18,806	18,939	19,463	17,936	16,810	16,121	13,273
		2年	18,054	20,298	17,555	19,729	19,141	18,724	19,934	18,159	16,996	16,237	12,736
	左 官	平成28	16,511	16,897	15,466	18,966	17,498	16,825	18,510	17,324	16,675	14,707	11,678
		29年	16,980	18,161	16,021	19,144	18,193	16,813	19,279	17,660	16,900	14,969	13,018
		30年	17,270	19,073	16,436	19,660	18,152	17,360	19,210	17,349	17,140	15,216	13,476
		令和元	17,720	19,756	17,034	20,061	17,926	18,245	19,581	17,570	17,520	15,852	13,541
		2年	18,076	20,396	17,697	20,341	18,275	18,360	20,104	17,660	17,814	16,038	13,052
	土 木 工	平成28	12,977	13,175	11,012	15,120	15,051	13,576	15,176	13,493	13,149	11,201	10,376
		29年	13,203	13,830	11,086	15,058	15,505	13,761	15,551	13,644	13,278	11,486	11,142
		30年	13,493	14,073	11,512	15,431	15,416	14,223	15,908	13,605	13,329	11,736	11,392
		令和元	13,882	14,683	11,348	15,793	15,673	14,827	16,510	13,663	13,980	12,398	11,804
		2年	14,295	14,973	12,048	16,229	16,088	14,963	17,007	13,935	14,193	12,849	11,607
	造 林	平成28	12,591	13,691	10,959	14,424	15,122	14,048	15,091	11,534	12,500	10,739	8,413
		29年	12,709	14,281	11,183	14,600	15,529	13,982	15,691	11,705	12,041	10,724	8,913
		30年	13,039	14,334	11,945	14,646	15,754	13,852	15,824	11,791	12,480	10,952	9,483
		令和元	13,260	14,570	12,272	14,866	15,505	14,434	15,964	12,302	12,844	11,215	10,300
		2年	13,564	15,001	12,583	14,445	16,217	14,617	16,218	12,723	13,118	11,463	12,925
	伐 出	平成28	13,442	15,167	12,507	14,799	15,589	15,191	15,161	12,753	13,317	11,287	9,300
		29年	13,655	15,780	12,764	14,957	16,228	15,227	15,563	12,808	13,309	11,527	9,567
		30年	13,974	15,952	13,749	14,863	16,245	14,864	15,851	12,916	13,781	11,648	10,200
		令和元	14,139	16,070	14,217	14,380	16,303	15,458	15,977	13,461	14,038	11,675	11,300
2年		14,466	16,370	14,858	14,340	16,416	15,773	16,228	13,735	14,498	11,884	13,067	